

○重大サイバー事案に係る犯罪対処要領の制定について

〔 令和 5 年 3 月 2 8 日 〕
〔 例規甲（サ対）第 1 2 3 号 〕

（概要）

この要領は、重大サイバー事案に該当すると認められる犯罪があると認められるときの警察庁への報告等の要領について、重大サイバー事案に係る犯罪対処要領を定めたものである。